

令和4年9月8日

大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請に対する確認事項一覧

No.	確認事項	備考
1	有機溶媒貯槽における万が一の場合の漏えい対策について、次の事項を踏まえて説明すること。 ①有機溶媒貯槽における床及び周辺のライニングの有無 ②タンクの周囲に設置する堰の設計に係る考え方 ③漏えい検知器の概要、許可の位置付け ④変更前の「漏えい防止することができる設計」から変更後の「漏えいの拡大を防止することができる設計」への変更	
2	第4表の記載内容のうち次の項目について説明すること。 ①廃液施設Ⅰの年間受け入れ量が8000m ³ （変更前）→4000m ³ （変更後）と減っているが、その減った量の内訳。内訳が資料の中で読める場合、関連するページ。 ②有機廃液一時格納庫の年間受入量（変更前）とβγ固体廃棄物処理棟Ⅲの年間受入量（変更後）にある“*”の意味。欄外の*とは関連しないように見える。 ③欄外*に、「・・・合計が5,400m ³ を超えないものとする」とあるが、この制限を設ける目的 ④βγ固体処理棟Ⅲの耐震クラスをBにしているが、設定の根拠・理由	
3	変更後に有機廃液一時格納庫の代替施設である有機溶媒貯槽が記載されていない理由。	
4	構造概要図の第16図を削除するのか？ 第15図から第17図へ番号が飛んでいるように見える。	
5	有機溶媒貯槽運用開始に向けた工事の有無	

No.	確認事項	備考
6	工事年度及び廃液貯槽棟の改修費の変更理由	
7	変更前の液体廃棄物を内蔵する設備及び機器の説明に、有機廃液一時格納庫がない理由	
8	①廃棄物管理施設のステイタス、「建設中」と「試運転中」の定義。 ②全 19 建屋とあるが、対象建屋をリストアップすること	
9	「(使用を停止する施設及び設備を安全側に含む。)」について、「安全側」の説明が不十分。「●●の評価において、使用を停止する施設及び設備を●●とすることで、安全側となる。」と、安全側の説明をすること	
10	トリチウムの濃度 (5 乗オーダーから 3 乗オーダー) に変更となり、理由として備考に「液体廃棄物 C 削除に伴う見直し変更」とある。液体廃棄物 C の濃度は設置許可申請書上での (濃度) 定義されているか。	
11	①変更前にある「・・多様な主として実験系廃液」を削除した理由 ②変更後にある「分析フード」の概要	
12	変更前の施設に「有機廃液一時格納庫」が記載されていない理由。	
13	一般排水の量 (例：年間 65000m ³) の導出方法	
14	稼働日数設定の考え方 (例：155 日)	